

けんぽニュース



1. 被扶養者確認調書について

9月のけんぽニュースでお知らせいたしましたとおり、本年も「被扶養者確認調書」はマイナポータルにおける情報連携にて被扶養者全員ではなく、詳細確認が必要な方にのみ調査を実施し事業主様、ご担当者様の事務的軽減を図ることといたしました。

そのため、確認対象の該当者がおられる事業所様にのみ10月1日に発送しております。確認対象者がいらっしゃらない事業所様には「被扶養者確認調書」は送付していません。確認調書が到着している事業所様につきましては提出期限が10月18日ですので、事業主様、ご担当者様には大変お手数をおかけいたしますが、何とぞ期限までのご提出にご協力の程よろしくお願いいたします。

2. 「資格情報のお知らせ」の送付について

別紙「資格情報のお知らせ」送付についてをご覧くださいますようお願いいたします。

3. 健康保険被保険者区分変更届について

本年10月1日より、「短時間労働者」が適用される事業所の対象が「常時51名以上の事業所」に拡大されました。今後、「一般正社員」から「短時間労働者」へ、または「短時間労働者」から「一般正社員」へなどの雇用条件の変更があった時は健康保険組合まで「健康保険被保険者区分変更届」のご提出をお願いいたします。

届出用紙は当組合ホームページの「申請書一覧」からダウンロードできます。

※短時間労働者とは「常時51名以上の事業所」で、一般の4分の3未満で働く方のうち労働時間が週20時間以上、所定内賃金が88,000円以上等の条件を満たした方のことを言います。

※一般社員から「短時間労働者」に変更になる方の上記届出には「雇用契約書(写)」を添付してください。

※区分変更により、これまでの標準報酬月額より2等級以上の差が出る場合は「月額変更届」も後日ご提出が必要ですので、ご注意ください。

pepUp つーしん

現在ウォーキングイベント「ボブの宇宙への旅」が開催中です。多くの皆さまにエントリーいただきました。ありがとうございました。

10月末まで開催しておりますのでランキング上位を目指してがんばりましょう！

11月は「日々の記録チャレンジ」です。歩数と体重の記録をして、何かと食べる機会の多くなる年末前に引き締めておきましょう！

※毎月の納入告知書以外の保険料算定原簿等は「KOSMO Web」よりダウンロードしてください。